

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇告 示 医療機関の指定
指定医療機関の廃止
土地の公用廃止
保安林の指定解除
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公 告 昭和三十三年年度農業改良普及員及び生
活改良普及員資格試験の実施
昭和三十三年度第二回調理士試験の実
施
- ◇正 誤 昭和三十三年十月十五日号外第五十五
号中の訂正

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和三十三年十月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第四十一号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第
二十四号）の一部を次のように改正する。

目次第五章第十五節中「地区農業普及事務所」を「農
業改良普及所」に改める。

第九条中衛生課の分掌事務を次のように改める。

衛 生 課

- 一 保健衛生の総合企画に関すること
- 二 衛生教育に関すること
- 三 公衆衛生修学資金貸与法の施行に関すること

- 四 医療法の施行に關すること
- 五 医師法、歯科医師法、診療エックス線技師法、衛生検査技師法、歯科衛生士法、歯科技工法、栄養士法及び保健婦、助産婦、看護婦法の施行に關すること
- 六 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の施行に關すること
- 七 医療機関の整備に關すること
- 八 医療社会事業に關すること
- 九 死体解剖保存法及び胞衣埋没取締規則の施行に關すること
- 十 角膜移植に關する法律の施行に關すること
- 十一 薬事法の施行に關すること
- 十二 毒物及び劇物取締法の施行に關すること
- 十三 麻薬取締法の施行に關すること
- 十四 あへん法の施行に關すること
- 十五 大麻取締法の施行に關すること
- 十六 覚せい剤取締法の施行に關すること
- 十七 医薬品、その他衛生資材の生産需給に關すること
- 十八 薬用植物の栽培に關すること
- 十九 採血及び供血あっせん業取締法の施行に關すること
- 二十 食品衛生法の施行に關すること
- 二十一 調理師法の施行に關すること
- 二十二 水産食品衛生条例の施行に關すること
- 二十三 乳肉衛生に關すること
- 二十四 と畜場法及びへい獣処理場等に關する法律の施行に關すること
- 二十五 狂犬病予防法の施行に關すること
- 二十六 そ族昆虫等の駆除に關すること
- 二十七 墓地、埋葬、火葬場等に關すること
- 二十八 理容師法、美容師法の施行に關すること
- 二十九 旅館業法、興行場法、公衆浴場法及びクリーニング業法の施行に關すること
- 三十 環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律

の施行に關すること

三十一 温泉法の施行に關すること

三十二 保健所、中央病院、衛生研究所及び高等看護学院に關すること

第十二条農業改良課、第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を次のように改め、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号と

し、第十五号中「地区農業普及事務所」を「農業改良普及所」に改め、同号を第十四号とする。

十一 農事研究グループの育成並びに農村青年研修に關すること

第二十一条第一項及び第三十四条中「鳥取県立果樹試験場」を「鳥取県果樹試験場」に改める。

第五十七条の表中

衛生課

鳥取県理容師、美容師試験委員

鳥取県理容師、美容師試験委員条例第一条の規定による理容師、美容師試験に關する事務

を

衛生課

鳥取県理容師、美容師試験委員

鳥取県理容師、美容師試験委員条例第一条の規定による理容師、美容師試験に關する事務

鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第二条第一項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に關する事務

鳥取県歯科技工士試験審議会	歯科技工法第十二条第二項の規定による歯科技工士試験に関する事務
鳥取県環境衛生適正化審議会	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十八条第二項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第六項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務

に改め、同条の表商工課中

商工課

鳥取県中小企業振興対策審議会

鳥取県中小企業振興対策審議会設置条例第一条及び第二条の規定による中小企業の堅実な振興についての調査審議並びに知事に対する意見の具申に関する事務

商工課

鳥取県中小企業振興対策審議会

鳥取県中小企業振興対策審議会設置条例第一条及び

を

鳥取県中小企業調停審議会	第二条の規定による中小企業の堅実な振興についての調査審議並びに知事に対する意見の具申に関する事務
鳥取県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律第八十二条の規定に基く組合協約に関する重要事項の調査審議並びに中小企業等協同組合法第九条の二の二の規定による団体協約に関するあつせん又は調停についての調査審議に関する事務

に改め、同条の表中林務課の次に次のように水産課を加える。

水産課

網代漁港管理会
境漁港管理会

漁港法第二十七条の規定による漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務

第五十八条第二項中「地区農業普及事務所」を「農業改良普及所」に改める。

第五十九条中「駐在所」を「駐在所、支所」に改める。

第六十条第一項中「駐在所」を「駐在所及び支所」に改め、同条第六項中「駐在所」を「駐在所又は支所」に改める。

第七十五条第四項、総務課、第十二号を次のように改

める。

十二 死体解剖保存及び胞衣埋没に関する事
第七十五条第四項、総務課、第十三号を第十五号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 角膜移植に関する事
十四 採血及び供血あっせん業に関する事
第七十五条第四項、衛生課、第八号を第十号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する事
九 調理師に関する事

名 称	位 置
岩美東部農業改良普及所	岩美郡岩美町
岩美西部農業改良普及所	岩美郡国府町
鳥取農業改良普及所	鳥 取 市
八頭東部農業改良普及所	八頭郡丹比村

第五章第十五節を次のように改める。
第十五節 農業改良普及所、

(農業改良普及所の設置)
第八十七条の八 農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号)により設置された農業改良普及所は、農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十四条の四第二項に定める事務を行う機関である。

(農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域)
第八十七条の九 農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

管 轄 区 域
岩美郡のうち岩美町、福部村
岩美郡のうち国府町、津ノ井村
鳥取市全域
八頭郡のうち若桜町、丹比村、八頭村

八頭西部農業改良普及所
八頭中部農業改良普及所
八頭南部農業改良普及所
気高農業改良普及所
東伯東部農業改良普及所
東伯中部農業改良普及所
東伯西部農業改良普及所
東伯南部農業改良普及所
倉吉農業改良普及所
西伯東部農業改良普及所
西伯中部農業改良普及所
西伯西部農業改良普及所
西伯南部農業改良普及所
米子農業改良普及所
日野北部農業改良普及所
日野南部農業改良普及所

八頭郡河原町
八頭郡郡家町
八頭郡智頭町
気高郡気高町
東伯郡羽合町
東伯郡大栄町
東伯郡赤碓町
東伯郡三朝町
倉 吉 市
西伯郡名和町
西伯郡淀江町
西伯郡伯仙町
西伯郡会見町
米 子 市
日野郡江府町
日野郡伯南町

八頭郡のうち用瀬町、河原町、佐治村
八頭郡のうち郡家町、船岡町
八頭郡のうち智頭町
気高郡全域
東伯郡のうち泊村、東郷町、羽合町
東伯郡のうち北条町、由良町、大栄町
東伯郡のうち東伯町、赤碓町
東伯郡のうち三朝町
倉吉市全域、東伯郡のうち関金町
西伯郡のうち中山町、名和町
西伯郡のうち大山町、淀江町
西伯郡のうち岸本町、伯仙町、日吉津村
西伯郡のうち西伯町、会見町
米子市及び境港市全域
日野郡のうち溝口町、江府町、根雨町
日野郡のうち伯南町、高宮村、黒坂町、福栄村、石見村、多里村

- 2 農業改良普及所に支所を置く。
- 3 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。
米子農業改良普及所 境港市
(農業改良普及所の所掌事務)
- 第八十七条の九の二 農業改良普及所においては、次の事務を行う。
 - 一 改良普及員の行う事務の連絡調整に関する事
 - 二 農業及び農民生活の改良に関する科学的技術及び知識の普及指導に関する事

鳥取県告示第五百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十三年十月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

告 示

- 三 農村青少年の育成指導に関する事
 - 四 その他農業振興のための指導に関する事
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次、第十二条農業改良課中改正後の第十四号、第五十八条第二項及び第五章第十五節の改正規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

診療科名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	開 設 者 氏 名
内科、小児科、外科、産婦人科	鳥取生協病院	鳥取市東品治町一〇	昭和三十三年九月一日	医療生協 組合長 山崎 秀治

鳥取県告示第五百五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

昭和三十三年十月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名	名 称	所 在 地	廃 止 事 由	廃 止 年 月 日
内科、小児科	鳥取勤労者医療生活協同組合鳥取診療所	鳥取市東品治町一〇	病院昇格のため	昭和三十三年八月三十一日

鳥取県告示第五百六号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十三年十月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一場 所 倉吉市巖城字どんど川 四九八ノ三 五〇〇ノ一
 - 一 地目其他 農 道 敷 四九九ノ一 五〇〇ノ二
 - 一 一面 積 一七・五五坪 五〇二ノ四
- (関係図面は土木部管理課に保管)
- 鳥取県告示第五百七号

令（明治三十二年勅令第二十九号）による実業学校、旧高等女学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による高等女学校、旧中学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による中学校若しくは学校法人自由学園高等科を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、左のイ、若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの。

イ、国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

ロ、国、地方公共団体その他法人格を有する団体に

における農業又は家政に関する技術についての普及、指導奨励又は実務

三、旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関（第一号に規定するものを除く。）において、農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はその通算期間との合計が三年以上に達するもの

四、日本国以外の地域において、旧日本帝国土法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

五、外国にある学校（四の学校を除く。）を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

六、外国の行政機関。教育機関又は団体において、農業若しくは家政に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者とみなす。

試験実施方法

一、受験出願書類受付期限

昭和三十三年十二月十日（十日消印のものは有効）

二、受験出願書類提出先

鳥取市東町鳥取県経済部農業改良課

三、試験期日

昭和三十四年一月二十日から二十三日まで（毎日九時から十六時三十分まで）

四、試験場所

鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

五、試験項目

試験は筆記試験、実施試験、口述試験に分けて行う。

筆記試験は次の必須項目と選択項目について行い、選択項目は次のうち適宜二項目を選定して受験するものとする。

試験の種類

必須項目

選択項目

資格試験	農業改良普及員	四、畜産	三、病虫害	二、土壌及び肥料	一、作物及び園芸
資格試験	農業改良普及員	四、畜産	三、病虫害	二、土壌及び肥料	一、作物及び園芸
七、農政時事問題	六、農業経営	五、農機具	四、家畜飼養	三、家畜生理及び衛生	二、植物生理
八、農業土木	七、林業一般	六、農業簿記	五、農畜産加工	四、家畜飼養	三、家畜生理及び衛生

別記第一号様式(日本標準規格B5)

受 験 願 書

紙 証 入 欄
ち ょう 付 収 入

本 籍 現住所

氏(ふりがな) 年 月 日 生

選 択 項 目

農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

右 氏 名 ㊦

別記第二号様式(用紙和紙)

履 歴 書

本 籍 現住所

氏(ふりがな) 年 月 日 生

学 歴

職 歴

賞 罰

右のとおり相違ありません

年 月 日

右 氏 名 ㊦

生活改良普及員資格試験

一、被服	一、農業一般
二、住居	二、育児
三、食物	三、家庭看護
四、家庭管理	四、家庭物理
五、家庭保健衛生	五、家庭生物
六、家族関係	六、家族関係
七、教育	七、教育

六、筆記試験は新制大学卒業程度で行う。

七、実地試験は農民に対し、農業又は農民生活の改善に關する教示及び実地展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行う。

八、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

九、出願書類

1. 受験願書(別記第一号様式)

2. 履歴書(別記第二号様式)

3. 写真(最近六ヶ月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること)

4. 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書

5. 受験資格二、イ又はロの職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する書類(別記第三号様式)

6. 身体検査書

十、受験手数料

受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。既納の手数料は還付しない。

別記第三号様式

受験資格証明書

職名
氏名

年月日生

- 一、普及、指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所
- 一、試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 一、教育に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する

年月日

所属長職名

氏

名

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）第三条の規定により、鳥取県調理士試験を次の要領により実施する。

昭和三十三年十月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

要領

一、受験資格

昭和三十三年十月四日において、年令十八才以上で、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第一号に規定する施設又は食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九条第二項に規定する施設において食品の調理業務に三年以上の経験を有する者

二、申込手続

1. 願書の受付期間
昭和三十三年十月二十八日から同年十月三十一日まで

2. 受験のために提出する書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて、住所地を管轄する保健所に提出すること。

- イ、履歴書（現在の就業状態も判然とするよう記載すること。）
- ロ、調理業務に三年以上の経験を有する旨の証明書
- ハ、写真（名刺型正面脱帽上半身で最近六箇月以内に撮影したもの）

三、試験科目

- 1. 衛生関係法規大意
- 2. 公衆衛生学大意
- 3. 食品学大意
- 4. 食品衛生学大意
- 5. 栄養学大意

条例番号

第三十二号

第三十七号

頁 段

3 上

16 上

行

4

終りから

6

必要な事項は、加え年数を

加え年数を

6. 調理

四、試験実施日時

昭和三十三年十一月四日（火曜日）午後一時

五、試験場

1. 鳥取市西町 鳥取県立鳥取図書館講堂

2. 鳥取市東町 鳥取県会議事堂第二、第四両会議室

六、受験料 二百円

七、合格者の発表

試験終了後十日以内に所轄保健所に掲示する。

正 誤

昭和三十三年十月十五日号外第五十五号中次の箇所に於いて誤りがあったので訂正する。

誤

正

必要な事項は、加えた年数を

第三十八号	規則番号	第四十三号	〃	第四十一号	〃	〃
36	頁	34	30	29	21	20
下	段	下	下	下	下	下
終りから 3	行	終りから 1	終りから 6	終りから 3	終りから 4	終りから 4
会長は	誤	適合するよう措置	昭和三十三年	昭和三十三年	第一〇級二七〇	残すもの
					二一片足のすべての指が用をなさなくなつたもの	
					二生殖器に著しい障害を残すもの	
					二眼の視力が〇・一以下に減じたもの	
会長は	正	適合するよう措置	昭和三十三年	昭和二十三年	第一〇級二七〇	残すもの
					二一片足のすべての指が用をなさなくなつたもの	
					二生殖器に著しい障害を残すもの	
					二眼の視力が〇・一以下に減じたもの	

昭和四年四月十五日第三種郵便法認可 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県印刷所 鳥取県印刷所